

(参考様式2)

事前点検シート

【実施要領様式】

計画主体名	宮城県角田市		
計画期間 実施期間	平成29年～平成33年 平成29年度	総事業費(交付金)	180,000千円(90,000千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	当該地区は農業を基幹産業とする地域である。人口減少、生産者の高齢化が進展している課題があり、本事業で整備する農産物販売施設を核として、当該地区の農産物の販売機会の拡大、交流人口の拡大を目指すものであり、活性化計画の目標である「農林水産物等の販売・加工促進」と合致するものであり、これらを通して、国が掲げる基本方針の一つである「農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すものとする」に適合するものである。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	事業活用活性化計画目標を「農林水産物等の販売・加工促進」とし、その評価指標の内容は、地域産物の販売額の増加及び農業体験者数の増加としている。 本事業で整備する農産物販売施設等を核として、当該地区の農産物の販売機会の拡大、本施設を拠点とした交流人口の拡大をなど、地域経済循環の促進及び地域の発展が図られると期待できることから妥当なものである。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	角田市第5次長期総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び角田市都市計画マスタープランとの連携、調和が図られている。
活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	H28年度に市内生産者113名が参画する「出荷申込者会議」を立ち上げ、施設整備の目的、事業内容等について共有化を図っている。また、整備区域を中心とした近隣の行政区長及び区民で組織する地区振興協議会から施設整備の関する陳情が出されており、早期実現が望まれている。

活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	H28年度に「出荷申込者会議」の会合を4回開催した。会合には女性の生産者も参加し、意見交換を行った。また、開業後は、農産物加工施設をはじめ道の駅各施設において女性を積極的に雇用し商品開発等を行ってもらうことにしている。
事業の推進体制は確立されているか	○	整備される受入機能強化施設の管理を委託する指定管理者として「第3セクター」による法人をH30年度に設立する予定である。
活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	「農林水産物等の販売・加工促進」という目標の達成のために、農産物販売施設、農産物加工施設、地元食材提供施設を整備する。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—	該当なし
計画期間・実施期間は適切か	○	計画期間は5年とし、実施期間を1年とする。施設整備後3年目で目標を達成することとしている。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	事業費180,000千円に対し、交付金要望額は90,000千円である。これは交付率1/2の範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	交付対象施設は新設である。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとしている。設計・施工等における検査体制は角田市が対応する。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たしているか	○	交付対象施設は木造であり、左記の基準を満たしている。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙6に定める基準を満たしているか	—	該当なし

交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	交付対象施設建屋22年、電気設備15年、空調設備13年、給排水設備及び衛生設備15年であり、全て耐用年数5年以上のものである。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果分析は、(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知)に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	事業の費用対効果分析による算定結果は2.03で1.0以上となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	当該施設は、角田市が事業主体となり、地元農産物の加工・販売等を通し都市と交流することにより地域活性化を図ることを目的としており、また、農村漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画に定める整備地区の区域において当該施設を整備しており、要件は満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	角田市が実施する事業であり、施設運営に関する条例を定め運営する予定のため、個人に対する交付や目的外使用になるおそれはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	毎年度、隣接する角田中央公園におけるスポーツ大会等の参加人数等を把握している。また、施設の前面を通過する県道の交通量も把握しており、それら両面から施設利用者数を算出している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町村に類似した施設の立地はない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	施設整備実施計画において利用対象者及び利用人数等について検討している。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	東に隣接する山元町の常磐自動車道山元ICから西に隣接する白石市の東北縦貫自動車道白石ICあるいは村田町の東北縦貫自動車道村田ICへの通過ルート(一般県道角田山下線)という交通条件を活かし、通過ルート上に位置する敷地であり、隣接して角田中央公園の位置する場所に施設を整備する。

ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	販売計画、集客のためのイベント計画等を施設整備実施計画の中でまとめている。
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	当該施設では、農産加工等を行うこととしており、加工品の開発から販売まで女性を雇用することによって運営する計画である。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	基本設計により事業費を算出しており、交付対象外となるものは除いている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	構造は木造とし、規模の大きな施設において最小限、効率的な構造を採用することで、整備費の低減に努めている。
付帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	交付対象となる付帯施設はない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	-	備品は含んでいない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	東に隣接する山元町の常磐自動車道山元ICから西に隣接する白石市の東北縦貫自動車道白石ICあるいは村田町の東北縦貫自動車道村田ICへの通過ルート(一般県道角田山下線)という交通条件を活かし、通過ルート上に位置する。生産者の集出荷の動線等を考慮した配置を想定している。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	事業用地については取得済みである。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別紙6に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	-	宿泊機能は備えていない。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)Iの第2の4の(3)の基準に照らし適正であるか	-	処理加工・集出荷貯蔵施設ではない。
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○	基本設計で床面積614.0㎡であり、1,500㎡以内である。
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	○	補助対象事業費については、上限額の29万円で算定している。

地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	<input type="radio"/>	隣接する角田市中央公園では、年間を通して運動関係の催し、大会などが開催されるため、公園への来訪客向けのサービスを提供し連携を図る想定である。また、市域全体の地域資源情報、店舗情報、イベント情報を大型モニターで提供し、他施設との連携を図る予定である。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	<input type="radio"/>	農産物加工施設並びに地元食材提供施設を整備する予定であり、生産者の販売力強化、ブランド化を図る。
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	<input type="radio"/>	年間を通じた運営を前提とし、継続的な雇用、所得の発現が見込まれる。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	<input type="radio"/>	農産物加工施設をはじめ道の駅各施設において女性を積極的に雇用し商品開発等を行ってもらうことにしている。また、農産物販売施設における出荷者として女性が登録しており、中心的役割を担ってもらうことが期待されている。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	<input type="radio"/>	事業実施主体は角田市であり、自主財源は適正な財政運営のもと、市が予算措置を行うものとする。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	<input type="radio"/>	建設工事は、一般競争入札方式による。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	<input type="radio"/>	施設の設置管理条例を制定し、適正な施設運営を行うものとする。その中で、更新、改修等の維持管理計画に関する取り決めを行い、適正に運用する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	<input type="radio"/>	事業費が5,000万円以上であるため、中小企業診断士の診断を受け、適切な収支計画を策定する。
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	<input type="radio"/>	他の事業との合体施策ではない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	<input type="radio"/>	他の事業への重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	<input type="radio"/>	農産物販売・加工のための施設であり、生産振興は目的としない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	<input type="radio"/>	農産物販売・加工のための施設であり、強い農業づくり交付金等の交付対象とはならない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「-」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。